

令和2年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの(第4/四半期分)

(独立行政法人名:自動車事故対策機構)

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
インターネット適性診断システムの料金改定等に伴うプログラム改修	(独)自動車事故対策機構 理事長 濱 隆 司 東京都墨田区錦糸3-2-1	令和2年1月22日	株式会社Minoriソリューションズ 東京都新宿区西新宿2-4-1	会計規程第34条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)	4,848,800	4,848,800	100	0	本システムは、当機構で開発した独自のアプリケーションが組み込まれており、株式会社Minoriソリューションズが保守を行っている。本プログラムの改修にあたっては、既存アプリケーションの改修等の保守業務を行ってきた業者以外に料金改定等のプログラム改修を行わせた場合、その後の障害発生時の責任の範囲が明確にならず、障害発生からの早期復旧が困難となる恐れがある。当該システムは原則365日24時間の稼働が必要であることから、このようなリスクを回避しなければならぬが、これらのリスクを回避できるのは株式会社Minoriソリューションズのみであることから、競争を許さない。	19	
岡山療護センター 医用画像管理システム更新に伴うサーバデータ移行作業	(独)自動車事故対策機構 理事長 濱 隆 司 東京都墨田区錦糸3-2-1	令和2年1月15日	GEヘルスケア・ジャパン株式会社 岡山県岡山市北区大元上町12-12	会計規程第34条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)	2,750,000	2,750,000	100	0	既存の医用画像管理システムは、GEヘルスケア・ジャパン社製であり、当該医療画像管理システムの更新に際して、過去画像との比較のため、現行システム内で保存・管理している画像データのシステムへの画像データ移行作業は必須である。医療画像管理システムにおける画像データ管理は、自社独自方式のデータベース構築による管理を行っており、その独自技術は他社には開示されていないことから他社では履行できないため、競争を許さない。	19	
NASVA受給者支援業務システムの改修	(独)自動車事故対策機構 理事長 濱 隆 司 東京都墨田区錦糸3-2-1	令和2年1月16日	日本ユニシス株式会社 東京都江東区豊洲1-1-1	会計規程第34条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)	5,091,240	5,091,240	100	0	介護料支給システム及び介護料受給者支援業務システムは連携した1つのネットワークとして運用されている。そのうち、前者についてはプログラミングやソースコードの内容等の権利を同社が保有しており、他社では履行できないため、競争を許さない。	19	

契約名称及び内容	契約職等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした業務方法書又は会計規程等の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない事由	随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分	備考
令和元年度独立行政法人自動車事故対策機構会計監査業務	(独)自動車事故対策機構 理事長 濱 隆 司 東京都墨田区錦糸3-2-1	令和2年2月21日	PwCあらた有限責任監査法人 東京都千代田区大手町1-1-1 大手町パークビルディング	会計規程第34条第1項第1号(契約の性質又は目的が競争を許さないとき)	5,291,000	5,291,000	100	0	会計監査業務にあたっては、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第40条に基づき、国土交通大臣により選任された会計検査人である必要があり、競争を許さない。	19	

〔記載要領〕

1. 本表は、「随意契約見直し計画」の対象となっている契約を対象とすること。
2. 本表は、平成31年度に締結した契約のうち、令和2年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないものについて、当該契約ごとに記載すること。
3. 本表は、「公共調達の適正化について」(平成18年8月25日付財計第2017号)記3. の記載方法に準じて記載すること。
4. 「随意契約によらざるを得ない事由」欄は、可能な限り具体的に記載する。「随意契約によらざるを得ない場合の根拠区分」欄は、別添の「随意契約事由別 類型早見表」の類型区分(1～12)の番号を記載する。その他以下に該当する番号を記載する。
 - ・緊急の必要により競争に付することができない場合「13」
 - ・競争に付することが不利と認められる場合「14」
 - ・秘密の保持が必要とされている場合「15」
 - ・競争に付しても入札者がいないとき、又は再度の入札をしても落札者がいない場合「16」
 - ・特例政令に相当する規定に該当する場合「17」
 - ・国において定める随意契約の限度額を超える契約で、法人の定める限度額を下回る契約については「18」
 - ・その他、類型区分に分類できないものについては「19」